

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 19 年 1 月 5 日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 措置の通知

財政援助団体等の結果に対する措置の通知

平成 18 年 12 月 12 日付け八市産第 72 号

財団法人 八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072 - 924 - 3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八 市 産 第 7 2 号
平成 18 年 12 月 12 日

八尾市監査委員	西浦	昭夫様
同	北山	諒一様
同	大松	桂右様
同	田中	裕子様

八尾市長 仲村 晃義

監査の結果に対する措置の通知について

平成 18 年 6 月 7 日付け監査報告第 18 - 2 号の財政援助団体等監査の結果に基づく措置について、別紙のとおり財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターより通知がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により報告いたします。

(別紙)

財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

[文書指摘分]

指摘事項	講じた措置または経過の報告	
1 財団運営について 財団は平成元年の設立以来、大企業と中小企業の福利厚生制度の格差是正に向けて種々の事業メニューに取り組まれてきたが、市内中小企業従業者数に対し、加入率が非常に低く、会員実数は伸び悩みの状況にある。 中小企業を取り巻く社会経済情勢は厳しいものがあるが、財団運営の安定化、自立化に向けて積極的に新規会員の拡大に取り組まれない。 (会員数の推移表は割愛いたします)	措置状況	3 . 検討中
	当財団の安定化、自立化に向けて事業費においてはその適正化をはかるため給付事業における給付額の改正をはじめ健康管理事業における補助額の見直し、その他事業における補助率の適正化に努めました。 管理費においては、その中心となる人件費において減額すべく取り組みを進めています。 また、通信・運搬費等のその他の固定費についても委託先の見直し等、削減に努めています。 将来とも安定した、またより発展した財団運営を図るためには、新規事業の導入など魅力ある事業展開が必要であり、そのための収入源としての会員拡大がなによりの課題です。会員拡大については景気の動向に左右されるが、福利厚生制度の広報のみによる会員加入促進では効果がなく人的活動による営業や紹介などによる会員加入拡大への取り組みが重要であり、そのための必要人員を確保すべく予算要求に努めています。	
2 伺い書について (1) 個人情報を含む伺書については、財団の情報公開規定に基づき、適正に処理されたい。 (2) 委託契約の伺い書で、単価のみが記載され、合計予定金額の記載がないものが見受けられたので、改められたい。 (3) 決裁日の記載がないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況	1 . 措置済(平成 18 年 6 月 30 日)
	ご指摘のものは修正をいたしました。今後このような不備がないよう細心の注意を払います。	